

環境社会配慮助言委員会

第75回 全体会合

日時 平成28年12月9日（金）14:30～16:53

場所 JICA本部 111+112連結会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

殖田 亮介	みずほ銀行 グローバルプロジェクトファイナンス 営業部 グローバル環境室 室長
織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構）代表
作本 直行	日本貿易振興機構（JETRO）総務部 環境社会配慮 審査役
清水谷 卓	多機能フィルター株式会社 国際事業部 部長
鋤柄 直純	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹
鈴木 孜	元アークコーポレーション株式会社 技術部長
田辺 有輝	「環境・持続社会」研究センター（JACSES）持続可能な開発と援助 プログラム プログラムコーディネーター
谷本 寿男	社会福祉法人 共働学舎 顧問 （元恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科 教授）
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
升本 潔	青山学院大学 地球社会共生学部 教授
松本 悟	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 顧問／法政大学 国際文 化学部 教授
村山 武彦	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授
森 秀行	公益財団法人 地球環境戦略研究機関 所長

JICA

富澤 隆一	審査部 次長
渡辺 淳	審査部 環境社会配慮審査課 課長
村瀬 憲昭	審査部 環境社会配慮監理課 課長
上西 美樹	審査部 環境社会配慮監理課
古賀 藍	審査部 環境社会配慮審査課
坂部 英孝	社会基盤・平和構築部 運輸交通・情報通信グループ 企画役
國武 匠	南アジア部 南アジア第一課
上田 大輔	東南アジア・大洋州部 東南アジア第三課 課長
千葉 周	東南アジア・大洋州部 東南アジア第三課
金 哲太郎	中東・欧州部 中東第二課 課長

等

午後2時30分開会

○渡辺 それでは時間になりましたので、第75回の全体会合を開始したいと思います。

本日司会の環境社会配慮審査課の渡辺です。

会議に先立ちまして諸注意事項です。今回も逐語議事録を作成している関係で、ご発言の際には、必ずマイクを使用してご発言いただきますようお願いいたします。ご発言の際にはマイクをオンにし、終わりましたらオフにしてください。今日は、マイクは三、四名に1本程度のご使用となっておりますので、大変恐縮ですが、近くの方でご発言される方がいる場合は、マイクを回していただくなどのご協力をお願いします。

また、本日は事前にご連絡さしあげており、全体会合終了後に懇親会を予定しておりますので、ご出席いただく委員の方はよろしくをお願いします。

それでは、村山委員長に本日の議事をお願いしたいと思います。

○村山委員長 それではよろしくお願いいたします。

今日はワーキンググループの会合報告及び助言文書確定が4件あります。最初がベトナムの揚水発電所の建設事業、ドラフトファイナルレポートの段階ということです。主査を鋤柄委員にお願いしておりますので、まずご説明をお願いいたします。

○鋤柄委員 それでは、ご報告いたします。

本件は、ベトナムの南部の北のほうといいますか、そちらのバックアイというところに揚水発電所をつくるという案件でした。ワーキンググループは10月の末、31日に、石田委員、清水谷委員、谷本委員、原嶋委員、それに私の5名で会合を行いました。全部で六十幾つかの質問とコメントが挙げられまして、議論の結果、そこに掲げました八つの項目に助言案をまとめてございます。

それでは、一つめくっていただきまして、2ページ目にその八つの助言案を示してございます。

まず、環境配慮として3点。一つは騒音震動に関して、既に基準値を超えているので、この影響について、さらに大きくならないように、ちゃんとファイナルレポートに記述していただきたいというのが1番目。

二つ目としましては、当該の上部調整池では、その希少野生生物などはあまり影響が、少ないというふうに書かれてありましたけれども、その他の生物についても、可能な場合は記述していただきたいというのが2番目です。

3番目としましては、建設に当たって、アクセス道路をつくる際に、保護林 ― これは論点のほうにもございますけれども ― の伐開を行うわけですが、それに伴う森林の衰退についての対策を検討してくださいというのが3点目です。

社会配慮につきましては五つございまして、1番目は地域の雇用に関して、工事中ということだけではなくて、供用開始後についての考慮も必要だという指摘です。

5番目は少数民族。この地域の多くの方は、ベトナムでは少数民族のラグライ族という方々ですが、特にお墓などについて独自の伝統などがあるということです。

で、そういう点にもちゃんと注意した事業を実施するということを書いていただきたいというのが5番目です。

6番目としまして、この調査結果の中で、かなり数値が悪いという場所が挙げられておりますので、こうした点の改善を進めていくためにも、地域住民ともそういうことを共有していただきたいということです。

7番目、この工事に伴って20km程度のアクセス道路が設置されるわけですが、近隣の、特に子供たちの交通の安全のために、その教育ということだけではなくて、物理的にその利用時間を変えるとか、そのような方策についても検討していただきたいということです。

8番目、これは上の3番ともちょっと関連しますけれども、アクセス道路を開設した際に、そのサイドといいますか、路側に植樹帯を設置するということになっておりますが、森林生態系への影響とともに、景観への影響という点についても考えていただきたいということです。

そこでの多く議論になったといいますか、会合で多く時間を使った点が、事務局のほうでまとめていただきました、3点です。

一つは不可分一体。この事業自体は揚水発電所の上部調整池を設置して、その工事のための付帯設備といいますか、そういったようなもの。それと発電所本体、そして送電線という事業ですけれども、下部調整池も現在整備中で、こちらのほうがはるかに大きいという状況です。周辺の環境社会への影響としてどこまで見るべきかという点について議論されました。

基本的には、本事業の対象である上部調整池及び発電所等々が、その下部調整池へどのような影響を与えるかという点についてモニタリングしていくという点で、大体の合意といいますか、そういう状況に達しました。

二つ目が、普通種への影響ということです。これは助言の2番に当たるところですけれども、基本的に、IUCNのレッドリストに載っているような、絶滅の恐れのある種は、この地域には生息していないということですけれども、その他の、いわゆる普通種についてはどうなのかという点が議論になりました。

調査の過程で、特に地域の方々が利用している種というものはあまりないということだったわけですが、可能な限りその影響についても調べて、記述していただきたいという点について合意されました。

三つ目が保護林です。ドラフトファイナルでは「保護林」という書き方になっていましたけれども、中身をお伺いしたところ、日本でいう保安林と同様の、手つかずでとっておく地域ではなくて、利用方法に制限があるという区域も入っているというご説明でした。

従いまして、その性格といいますか、規制内容ですとか設置目的について、もう少し詳しくレポートのほうに書いていただいて、誤解のないようにしていただきたいと

いう点について議論しました。

以上です。ワーキングの方々から補足があれば、ぜひお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○村山委員長 ありがとうございます。

今の助言案の内容と、それから論点を三つ挙げていただいていて、それを含めてご説明をいただきましたが、ワーキングに参加された委員の方、あるいは他の委員の方でも、何か追加でお気づきの点がありましたらお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

論点の中の二つ目の普通種については、助言のほうで反映されているということですね。他の点については、助言には含めていないけれども、既に検討がされていたという理解でしょうか。

○鋤柄委員 特に、不可分一体のところについては、大分、その地域への影響という点では、個別の事業を取り上げて、その中で議論するのではなくて、もう少し広く全体を見るべきだという考え方と、これは恐らく事務局のほうだったと思いますけれども、世界銀行のほうでも、新しくそういう考え方についての整理をしている。それは、より影響範囲を狭く見る方向だというご説明をいただいたと記憶しております。

従いまして、事業そのものに対する助言を検討する場面では、その全体というものをもちろん念頭に置きつつ考えるけれども、助言の範囲としては、この本事業とその地域との関係にとどめるという結論になったというふうに思います。

3番につきましては、先ほど申し上げましたとおり、「保護林」という言い方——日本語の言い方ということになりましょうか——ですと、やはり日本でいう保護林、国有林の森林生態系保護地域ですとか、相当規制が厳しいものですから、それと用語の上での混乱といいますか、「何でそんなところにつくるんだ」という誤解を招きかねないので、それについては記述のほうでちゃんと説明していただくという結論になりました。

以上です。

○村山委員長 わかりました。

それでは、他にいかがでしょうか。

鈴木委員どうぞ。

○鈴木委員 保安林と同義だとか書いてありますけれども、日本の保安林だと作業規模の規制があるので、それと同じような規制、施行令みたいなものですね、その土砂の移動量とか何とかという、そういうのは参照されているのでしょうか。そうしないと、保護林・保安林がかかっている、それがSpecial use forestsじゃなくて、Protective Forestとか、Protection Forestだといえ、普通は保護されている林というふうに理解しますよね。だから、その場合は営造物じゃなくて、その地域指定制だとしても、許可基準があるはずなんです。それを考えたほうがいいんじゃないかという

ふうに思いますけれども。

○渡辺 事務局から補足しますと、相手国で自然保護を目的として設定された保護地域で、原則事業を実施しないというガイドラインの文言があります。それに当たるのか、当たらないのかという判断において議論しましたが、その際に、当該「保護林」がガイドラインでいう自然を保護する目的で設定する保護区なのかと言われると、たとえば日本の場合、保護林と保安林はその目的が違います。保安林は、森林が有する自然そのものを守るわけではなく、その周囲の、例えば、水源涵養の目的において森林を保全する。要は日本の保安林の場合、森林そのものの生態系的価値というよりは、森林が持っている生態系サービスを守っていると理解しておりますので、ガイドラインで言っているのは、それは保護林であって、保安林ではないという区別をここで議論しました。ベトナムの法律が保安林と同じような、何か基準があるかとかいうのを見たというわけではなくて、どのような目的で設定されているかというところを議論したのがここの議論になります。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

論点の整理というのは、結構まだ途上の段階で、整理の仕方があると思うんですけれども。

○鈴木委員 他のところでも出てきますから、また他のところでやります。

○村山委員長 その他。

森委員どうぞ。

○森委員 先ほど紹介のあった、その関連のある事業との関係で、どこまでどう見るかということなのですが、例えば、環境への影響も社会的な影響も、関連はしているけれども別々の事業、全体で出てくるものと、個別で出てくるものと、概念的に分ければ3種類ぐらい。個別の事業で出てくる影響の他に、その両方合わせて出てくる影響というのがあると思うんです。

そういうものについても広く見た上で、その一緒になったときの影響を、それぞれでどういうふうにミチゲートするかというところは大事じゃないかというような気がしますが、いかがでしょうか。

私は、自分の事業はこれだから、自分の事業に関係するところでしっかり議論するというのは賛成なんですけれども、当然それはあってしかるべきなんです、環境の影響とか、社会的な影響に対応する場合に、やっぱり事業者の範囲を超える場合は必ずあるんです。

ですので、そういう、事業者自身がやることじゃないんですけれども、それと密接に関係した団体がいるときには、そういうところと連携もあって、場合によったらそちらに強く要請し、万全を期するということがすごく大事じゃないかなと思います。それで、今の点、指摘させていただきたいと思います。

同じことは、例えば、環境配慮の騒音の話ですとか、社会配慮の工事期間の後の雇

用機会とか、こういうのも、必ずしも事業者だけができるという話じゃないですよ。ですので、そういうところとの連携がどうしても必要になるんじゃないかと思うんです。なので、そのあたりは十分に配慮してやっていくことが必要じゃないかなと思います。

○村山委員長 今の点は、この事業に限らず、いろんなところでたびたび議論になっている点で、そういう意味では共通した課題ということで、例えば、前々回でしょうか、申し上げたような年次報告の中で、委員会として取りまとめをするということもあるかもしれません。

その他、いかがでしょうか。大体よろしいですか。

では、助言については、この形で確定をさせていただくことにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、二つ目になります。ネパールの道路改修計画で、こちらドラフトファイナルの段階です。主査を田辺委員にお願いしております。ご説明をよろしくお願いいたします。

○田辺委員 ネパールの首都、カトマンズの東側の道路の拡張案件です。ワーキンググループの委員は、こちらに記載の4名です。質問・コメント事項は43件出ましたが、5件に絞る形でまとまりました。

全体的な事項として、まず1点目が、碎石場の許可証などの確認をきちんとするべきではないかということです。

環境社会配慮については1点ありまして、特に生態系の項目で、特に森林の特性を分けて検討するということと、野生生物への、特にロードキルなどの影響もきちんと検討するべきということがあります。

ステークホルダー協議、情報公開については3点ありまして、プロジェクトの受け入れ／印象に関する住民への聞き取り調査の結果が、一部やや調査結果と書きぶりにギャップがあり、それについて、正確に調査結果を記載してほしいということが一つ。

実施の支援を行わない判断がなされた事情から、特にDFR段階でのステークホルダー協議が実施されなかったということで、今後、その事業が進む場合には、それらをきちっと行うようにということが一つ。

女性世帯主への特別な配慮などをきちっと記載してほしいという、合わせて5点が助言の点としてありました。

論点整理としては3点、事務局で記載いただきまして、1点目は助言4に対応する部分ですが、住民協議などの開催に関するものが一つ。

それから2点目は、特に助言としては残っていませんが、CO₂の排出量のモニタリングということで、ただ、道路案件ですので、なかなか厳しい部分があるということで、今回は助言の中に含めないことでまとまっています。

3点目は、助言2に対応する形になっていますが、生態系、特にロードキルなどの影

響です。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、この案件について、何かお気づきの点がありましたらお願いいたします。
どうぞ。

○坂部 私、JICA社会基盤平和構築部運輸交通グループの坂部と申します。本調査を担当させていただいております。よろしくお願いいたします。

今、田辺委員からご説明いただきました助言案の中で、1点だけ訂正、ご説明させていただきたいことがございますので、発言をさせていただければと思います。

今、ご説明いただいた助言案の、ステークホルダー協議・情報公開の中の4番のところでございますけれども、こちらの書き出しにつきまして、この事業の扱いをどうするのか、決まっていないというのが実情でございます。

そのため、申しわけございませんが、この書きぶりを、こちらのワーキンググループの論点に記載があります、1番の本案件の経緯の上から3行目、真ん中から始まる「事業実施の見通しが必ずしも明確でない」という箇所と、整合性を合わせた書きぶりにご訂正いただけると大変ありがたい、という趣旨で発言をさせていただきました。

以上です。

○村山委員長 田辺委員いかがでしょう。

○田辺委員 既に、こちらの論点のペーパーでその点は議論しているので、こちらは消し忘れという理解です。

○村山委員長 論点に記載の表現をそのまま移行するということによろしいですか。

○坂部 はい、ありがとうございます。

○村山委員長 それでは、今の点はその形で修正とします。

他いかがでしょうか。

森委員。

○森委員 CO₂の件ですが、次の案件がエチオピアの道路改修で、似たような案件というか、二つ道路に関する案件があるんですけども、次のほうでは私は出たんですが、特にCO₂の話は議論したような記憶はないんです。

道路ですから、車が走ればCO₂は出るんですけども、そのCO₂、温暖化、気候変動の問題は地球規模の問題ですから、個別の事業で、どこまでこういう評価ができるのかということは、しっかりと意識していく必要があるのかなと思います。

何を言っているかという、多分、CO₂とかそういう話は、もう少し大きな交通体系ですとか、そういうところで議論するほうが、多分効果的であって、個別の事業で評価するには限界があるんじゃないだろうか、そんな気がいたします。

○村山委員長 何かつけ加えるべきことはありますか。よろしいですか。

それでは、他にはいかがでしょうか。

ないようでしたら、こちらについても、4番の出だしの部分を修正したうえで確定ということにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、3件目になります。こちらはエチオピアの道路改良事業で、環境レビュー方針の段階ということです。主査を作本委員にお願いをしております。ご説明よろしくをお願いいたします。

○作本委員 これはご紹介ありましたように、エチオピアのジンマというところとチダ、この二つの都市を結ぶ、約82kmの間に関しての環境レビューへの助言を行うというものであります。ワーキングは11月21日に行いまして、4名、ここにおられる森委員、加藤委員、日比委員と作本が参加いたしました。ただ、日比委員はメール参加ということになりまして、合計44件の事前の質問だとかコメントが出されましたが、ここではご覧になられるように13件に縮めたということになります。

概要をご紹介させていただきますと、この案件というのは、アフリカ開発銀行とJICAさんの共同事業ということでありまして、エチオピアの南西部に当たるところの国際回廊をつなぐ区間の、先ほど申し上げた区間の未舗装道路を舗装して、拡幅して、さらに橋を6件つくるといような事業であります。

道路をどこにつくるかということが、こちらのまとめでもたくさん紹介されていますように、重要な議論になりました。最初の初期の段階、2011年の段階で、このステークホルダーミーティングが要求したこともありまして、町の真ん中じゃなくて外側を通る道路を要求して、これを4車線に拡大してくださいという要望があったわけですが、2016年にステークホルダーミーティングを行った結果、やはり、あまりに大量の住民移転が生じるからということで、アフリカ開発銀行のほうの提言によりまして、移転人口を少なくしたいということで、町の道路の、外側の道路はそのまま残したままの状態であって、それを改善し、住民が要求した、町のど真ん中を通るこちらの道路というのは、むしろアスファルト化、舗装化してあげるといということで、ちょうど中間のいいところをとったような案というふうに理解しております。

この事業自体は、必ずしも環境の負の影響よりも、むしろ彼らの生活改善だとか、経済のプラスの面がかなり見られるような気がいたしております。正の影響としましては、道路改修によって、道路混雑だけじゃなくてコストを削減する。あるいは地すべりという問題がありまして、これを解消する上でも役立つ。

マイナスの効果としましては、この道路拡張によって、それでも1,089世帯への影響がありまして、そのうち445世帯が移転せざるを得ない。しかも、この移転せざるを得ない人たちの中には、農業だけじゃなくて、牧畜を兼ねて行おうような人たちがかなりいまして、さらに二つの部族が入っている。しかも宗教はキリスト教とイスラム教ということで、別々にするということで、また移転の方法もまた難しくなるというか、注意を払わなきゃいけない分野ということになります。

さらに、移った後に、道路を拡張すれば、そこで交通量もふえることから、二

次的な影響、論点のほうにもご紹介がありますけれども、それも十分配慮しなきゃいけないだろうということがありました。

5,000本の木を切らなければいけないんだけどもということで、このエチオピアの場合には、5倍の量でまた再植林しなければならないというような、かなり手厚い考え方がなされていることも見受けられました。あわせて交通事故の増加だとか、労働者の出入りによるところのHIVというようなことも、みんなで考えました。

ちょっとおもしろい考え方は、やはり交通事故のこと、将来に向けてですが、心配されるときに、こちらにおられる森委員から、バンプというんでしょうか、道路にちょっとでこぼこをつけるようなことで予防できるんじゃないかというか、そういう可能性ですね、速度制限できるんじゃないか、そういうことを提案していただいたのは、私も初めてで、おもしろかったです。

あと、もう一つ気になることは、この地域には、いわゆる20%、2割ぐらいの人たちが、お母さんとだけの暮らしをしている。あるいは、両親がいない子供の割合というのが19.3%で、やはり2割ぐらいを占めているということで、やはりコミュニティという、相互扶助の母体を壊すことはリスクが高い。やっぱり弱者、あるいは貧困者の救済にとって、こういうもともとある組織を、移転にもかかわらずできるだけ大事にするということが重要視されるんじゃないかというような議論がなされました。

助言案文のほうのご紹介に入ります。

最初に代替案のご紹介がありまして、これは住民移転にかかわる世帯数を、きちんと具体的に明らかにしていただきたいということであります。

次の環境配慮の二つ目にいきますと、こちらのほうでは日比委員から、やはり自然保護のご指摘がありました。その保護区の設置目的、今、保護区の関連で、日比委員からのほうでは、やはり去年ワーキンググループで検討した五つの重要な保護区については除外すべきである、例外にすべきであるという考えがありまして、簡単に言うと、生物多様性条約で指定するような場所だとか、あるいは、IUCNのレッドリストに載るようなところ、こういうような5カ所については除くべきであるということを確認して、この文脈を書いてくださいというのが二つ目であります。

三つ目は、いわゆる廃棄物なんですけれども、土砂を運び入れる場合、あるいは、掘り出した土砂を処分する場合はどうするのかということで、負の影響を生じないようにというのが3番目です。

4番目。これは、農地を失う人たちも増加するだけじゃなくて、違法伐採、あるいは密猟の可能性もあるんじゃないかということで、相手方の実施機関とよく話をするように、連携をとるようにというのが4番目であります。

5番目は、先ほど申し上げましたけれども、木を伐採した後で、5倍の、普通に見られる木ですか、これを植えるようにという、彼らのほうに規定があるそうですから、それを確認していただきたいということを入れています。

次の社会配慮のブロックであります。これは、やはり今でも240台ぐらいしか、1日当たり車が通らない場所らしいんですけれども、それがこれからだんだん交通混雑が出てきて、事故がふえるだろうということで、歩道の設置だとか、バンプ、こういうようなことを、私も初めてバンプの話をこういう場で聞いたんですけれども、こういうような提案を実施機関に申し入れたらどうでしょうかということがありました。

あと、7番目が、やはり宗教施設は全て現地の敷地内に再建されるというか、7件あるんですが、これはそっくり相手国政府側が、7件分を全部もう一回建て直ししてくれる、つくり直してくれるということがありました。ただ、その宗教施設がコミュニティーセンターとして、これも役割をもっておりますので、それをさらに維持するようということで、確認していただきたいということがあります。

8番目。これは二つの異なった宗教の人たちを一緒にするわけでもありませんけれども、そこら辺の交通整理がよくできているかどうかということをもう一回確認していただきたいということです。

9番目。これは女性の雇用機会について、文化的、宗教的な要因によって差別というか、制約がないようにということで、これを排除するように相手機関に申し入れていただきたいということがあります。

10番目。これは下請け業者などによるところの未成年者の労働を防止するためにも、これをやっぱりきちんと相手機関が監督するようということをお願いしたいということがあります。

あと、11番のSTDというのは、私もよくわからない用語で、性感染症だそうです。次のエイズのHIVなどの感染の危険性に関する意識向上のための対策についても、やはり相手機関に申し入れていただきたいということがあります。

三つ目の最後のブロックでありますけれども、ステークホルダー協議。ちょうど今年の11月にも、一番最近のこのステークホルダーミーティングを現地でやっておりますので、その結果もできるだけ紹介していただきたいということがあります。

13番。これは女性の利害関係者というんでしょうか、PAPsに対しても技術訓練だとか、ビジネス開発技術を含むような、起業家を起こすようなこういう支援を提供していただきたいし、また未熟練、または低熟練労働者の3割を女性に、この分を割り当てていただきたいというようなことを、相手国政府に確認ないし申し入れをしていただきたいという主張でございます。

以上のような助言の内容です。

あと、最後の紙、事務局のほうにつくっていただいた論点がありますが、大きな点で、先ほど申し上げましたように、二次的な影響についてどう考えるのかということがあります。これは他の分野でも共通ですが、重要なテーマであります。

特に今回、この社会的弱者、女性とか、そういうようなことについて何点か指摘されましたし、その数も、助言案文の中、多いかと思うんですけれども、それについて、

ここに書かれているようなことを、助言案文とほぼ重なっているかと思えますけれども、提起させていただきました。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、この案件について、何かお気づきの点がありましたらお願いいたします。
森委員どうぞ。

○森委員 交通事故の話で、バンプの話、作本先生から言っていただきましたけれども、実はここ、今の現状の道路、そんなにたくさん交通量はないんですが、それでも二つのオロモ族とコンタ族、コンタ族のほうは数が少ない民族なんですが、そこは交通事故が割と多くて、現状で死亡事故もあるんですね。多分何らかの原因はあると思うんですが、新しい事業をするときに、そういう現にある問題を、さっき地すべりの話もありましたけれども、改善する効果をしっかりと確保するというのは、すごく大事な事かなと、このように思いました。

一番最初の、ベトナムの揚水発電所のところも、騒音はもともと環境基準を超えているという話がありましたけれども、そういう今ある問題に、新しい事業をするには、一緒にというか上手に対応する。要するに、これはむしろ環境改善、プラスなんですけれども、そういうのも意識して評価するということは、この案件にもかかわって、前にも言いましたけれども、大切かなと思いました。

○村山委員長 今の点は、既にもう助言にも反映されているということですね。

その他、いかがでしょうか。

鈴木委員どうぞ。

○鈴木委員 州立保護区というのは、何を保護する、しようと思って設置されたのかというのが、この文章だとすごく、よくわからないんです。それで、これが国立公園の中の話とか、いろいろなことが書いてあるけれども、州立自然保護区の設立根拠法令に目的が書いてあるんだと思うんです。そこにどういう言葉があれば、この地域が自然保護のために指定されたというふうに読むのかというのがわかんなくて、これは州立自然保護区が特別な地域じゃないというふうになると、特別な地域はどういうふうなときに特別な地域になるのかということがわかんないです。だから、そこはきちんとしないと、先ほどのネパールの議論と同じような議論になると思うんです。

それからもう一点、伐採量の5倍の木を植えるというふうに言っていますが、問題なのは木の本数ではなくて、スペースのはずなんです。木を5倍植えるスペースをどうやって確保したかというのが問題なんです。今までの土地に2車線とか4車線の道路を通したら、それだけ森林の地域が減るわけですよ。その減った地域に5倍の木を植えるというのは、それで解決できるというふうには考えないほうがいいと思います。

○村山委員長 2点ありましたが、1点目は何か確認できることはありますか。

○渡辺 1点目の州法上の定義というのは、既に把握しています。では、どのような定

義が入っていたら自然保護のために特に指定した地域なのかという整理はこれまで厳密になされていないです。エチオピアのケースでは、遺伝資源の保護という文言が入っているため、ガイドラインでいう、特に指定した地域に当たるのではないのかという日比委員からのご指摘がありました。このため、そこは改めて確認したうえで整理して、もしそこが自然保護のために指定した地域に当たるということでありましたら、次の箇条書きに書いてあるような要件を満たすような確認を行うことにしました。現段階で、これがあれば当たるというところまでの整理はできていませんが、「自然保護のため」をどう解釈するかについては、本件も含めてこれから事例を積み上げていく必要があると考えます。

○古賀 ありがとうございます。2点目の植林のスペースですけれども、これはまだ確認できておりませんので、現地にて実施機関、それから、この州立保護区を管理する森林公社というのが現地にありますので、そちらにも確認をしたいと思っております。

○村山委員長 助言として2番と5番が入っているということかなと思いますが。

では、他にいかがでしょうか。

谷本委員どうぞ。

○谷本委員 2点確認させてください。

環境配慮の3の残土の処理、それから地すべりで土砂を持ってくる。これは、何に対する負の影響かというのを書いたほうが。例えば、「生態系へ」とか、これが一つ目、確認させてください。

それからもう一つ、10番目ですね、社会配慮。「未成年労働」という言葉があるんですけれども、これはどうでしょうか、いわゆる児童労働のことなのかということで、未成年、日本は18歳になりましたけれども、20歳だとか、もう20歳で働いている人はいっぱいいるわけですから、そういう面では、この言葉もご検討いただきたいと思います。

以上です。

○村山委員長 1点目はいかがでしょうか。

○作本委員 加藤委員、また後で、見えていましたらよろしくお願いします。

先ほどの3番については、「負の影響」、確かにおっしゃるとおりで、「環境へ」、あるいは「生態系へ」というような言葉で補わないと、確かに「負の影響」だけでは言葉足らずというような感じがいたします。

この土砂による影響が生態系だけでなく、人の生活までかわる、流れ出すということで、家屋がということを考えますと、やっぱり「環境への負の影響」ぐらいの表現で、森委員のほう、もし3番について適切な言葉があればアイデアをいただきたいと思います。「負の影響」の前に何か。

○森委員 「環境への負の影響」でいいと思います。

○作本委員 「環境への影響」でよろしいですか、生態系だけ。

○森委員 はい、「環境への影響」で。

この点について補足させていただきます。環境影響評価と、書類のほうには、この残土を、例えば、川とか、そういうところには入れないようにとか、「こうしない」ということはガイドラインとして書いてあるんでけれども、「どこにする」というところまでは書けていないので、こういう形でのコメントになったというふうに記憶しております。

○村山委員長 では、3番については、「環境への」という言葉を加える。

○作本委員 そうですね、できれば「環境への」で前後が明らかになるかと思います。よろしいでしょうか。

○森委員 はい。

○作本委員 じゃ、それで修正を申し入れたいと思います。

あと、10番については、ご指摘のとおりでありまして、「未成年」には幅があり過ぎますので、いわゆるILOのイメージで、「児童労働を防止するため」ということで、それは表現を変えていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○村山委員長 「児童」でいいですか。よろしいですか。

○作本委員 「児童」のほうが正確、ILO違反ということで。よろしいですね。

○村山委員長 少し限られそうな、限定され過ぎという感じもしますが、「児童」でよろしいですね。

○作本委員 「児童」以外で、このかかわる対象者というのはありますか。例えば、身障者はここでは入らないでしょうから、いわゆるILOでというところの、年齢が低いところという意味では、「児童労働者」でよろしいかと思います、表現としては。

○村山委員長 わかりました。では、10番については、「未成年」を「児童」に修正と。「未成年」を「児童」に変えて、「児童労働」ですね。

○作本委員 はい。

○村山委員長 それでは、他はいかがでしょうか。

○原嶋副委員長 今の可能性としては、未成年の不法就労という可能性はありますよね。それが1点。

○作本委員 そちらの表現のほうがいい。

○原嶋副委員長 それはいいんですけども、内容はいいんですけども、1個教えていただきたいんですけども、論点のほうで、二次的影響の例として、交通アクセスが改善された結果、本事業が対象とする道路沿いで森林減少が起きたものも二次的な影響として考える。あるいは、本事業によって移転した農民というか、住民がどちらかで開墾をしたことによる影響も二次的影響と考えるということで、かなり広く捉えていますけれども、今後、その二次的影響は、ガイドラインの整理では、基本的には検討すべき影響として、調査対象として含めるということなんですけれども、19ページで。

この解釈は、かなり従来の感覚でいうと広く捉えていますけれども、念のために確認ですけれども、例えば、道路をつくって、いろいろな人が入って来たりしますよね。それによって、森林だけじゃなくてテナントができたり、いろんなことが起きると思うんですけれども、そのどこまでを二次的影響として調査対象とするかというのは、実際の調査のフィージビリティの問題もありますし、風が吹けば桶屋がもうかる式になってしまうと、やっぱり現実的じゃないと調査団も大変です。この解釈はかなり、広過ぎるような感じがするんで、ここをもう一度確認させていただきたいんですけれども。

○渡辺 事務局の理解は、「二次的な影響であるため」とまでは、まず言っておらず、「考えられる」としています。

○原嶋副委員長 「考えられる」。

○渡辺 これは森委員だったと記憶していますが、この議論の過程で、二次的な影響ではないのかというご指摘がありましたので。

○原嶋副委員長 それは、指摘は正しいと思うんですけれども。

○渡辺 確かに二次的な影響は厳密にどこまでというところまでは、今かっちりと決まっているわけではないので、そのようなご指摘があったことを踏まえて、「考えられるため」という記載にしました。また、今回の場合は、既にエチオピアでは森林伐採が非常に進んでいるという事実がありましたので、それを踏まえて、森委員のほうからこのような、二次的影響だけれども、起き得る、要は蓋然性がやや高いというご議論をされたので、「二次的な影響と考えられる」という、ちょっと今までとは少し広目の文章にしております。全ての道路事業のケースで、道路の完成後に全て森林の伐採まで見るかと言われると、今後いろいろはケースがあるのではないのかなと思います。

○森委員 もう一つあったのは、一番最後のところに、「オロミア州森林野生生物公社」と書いていますが、何かJICAのほうで、こちらとも別途プロジェクトがあって、信頼関係があるという話がありまして、さっきの他の案件でもそうなんですけれども、事業実施している方以外の方が対応する、何らかのアクションをとるということが必要になる場合があると思うんですけれども、この場合、この森林野生生物公社、関係もよろしいですし、コミュニケーションもしっかりあるということであれば、注意喚起の意味も含めて、現に問題になっているわけですから、そういうことをお知らせし、必要な対策をとるようにという、そのアクションのいいベースがあったということも、一つの要因だったと思います。

○原嶋副委員長 このケースはそれでいいと思うんですけれども、今後のそういう我々の勉強としては、ガイドラインの19ページにある「二次的な影響」という言葉を、そのままここで「考えられる」と書いてあると、何かそれが当てはまるというふうに読めちゃうので、いい先例なのか、悪い先例なのかはともかくとして、書き方をちょ

っと変えたほうがいいかもしれないね、もしかしたら。

今回のケースそのものは、別に問題ないと思うんですけども、今後の教訓という意味で整理をお願いします。

○渡辺 了解しました。

○作本委員 今の原嶋委員のお考え、ありがとうございます。まさにこれ、「二次的」というのはこれまで議論してきたんですけども、どこまで広げて二次的で、我々が当対象に考えなきゃいけないかということについては、恐らくこれからまた類例がありますので、議論をぜひ重ねていただきたいポイントかと思いますので、ご指摘ありがとうございます。

ただ、この、今事務局がつくっていただいた文章は、「二次的影響と」ということで、表現が注意深くなされていますので、「考えられるため」ということですから、これについては、私もこの文章自体から、直ちに誤解が出てくるようなことはなかろうかというような気がしております。ありがとうございました。

○村山委員長 ガイドラインに言葉が入っているので、どう定義するかという話があるんですけども、意味合的には、多分、段階的にいろいろな影響があって、2次から3次、4次、5次と、多分そういうものが一連としてあって、それらを広く捉えたほうがいいということですよ、森委員のお考えは。

「二次的」というと、最初の影響を指していると思いますが、それだけでもないから、その点についてどう表現するかなということかというふうに思います。

それでは、こちらの案件について。松本委員どうぞ。

○松本委員 1度欠席して、1回なくなったので、大変久しぶりで、この論点方式で全体会合に出るのが初めてなので、少しお伺いしたいのが2番目です。論点の2番目で、これは、議論をされたということをノートしているんですが、これ以外、今まで出てきたところは、こういうものを協力準備調査に入れるであるとか、あるいは、モニタリング項目に入れるとか、つまり、JICAとしては、恐らくワーキンググループの段階で、「これはやりますよ」というふうに回答したものを論点の形で残すという私の理解だったんですが、この「議論された」ということを残すというのは、この論点ペーパーとしてどういう役割なのかということを確認したいんですが。もし、前回同じような議論があったのであれば、少し教えてほしいのですが。

○渡辺 論点ペーパーをどのように整理するのかについては、走りながら考えましょうということやっております。基本的には松本委員のご理解のとおり、JICA側としてはこういうことをやるというのが、これまでの例では多いのですが、必ずしも、こういう目的でと決めているわけではなく、そのワーキンググループの中で最も集中的に議論された内容を挙げていて、各ワーキンググループの最後に、「今日の議論は、この点とこの点がメインでしたかね」という確認を事務局からとった上で、この二つが挙げられたということになります。「議論された」という文章の終わり方がいいの

かというのは検討の余地がありますが、今のところは、集中的に議論されたものについて挙げており、その中には、「JICAとしてこのように対応する」と書くこともあれば、「議論された」という形で終わっているものもあります。

ただ、この点は事例を積み上げた上で検討したいと思っています。

○松本委員 これは、逆にワーキンググループの委員の先生方に伺いたいんですが、書き方としては、「女性のPAPsに対する支援の中で、その女性の支援を阻害するこれこれというような要因がある場合、提言すること。」みたいなものを、どうして助言に入れていないのかということの裏返し。つまり、なぜ助言に入っていないのかというのが、基本的には論点への疑問でもあるんですけれども、これを助言ではなく論点にされているというのはどうしてなのかというのを、もう一度伺わせていただきたいんですが。

○作本委員 私の出番じゃないかもしれませんが、恐らく、この論点というよりも、これは議論点なんです。論点というと重要性の強弱が入っていますけれども、議論された内容を単に伝えるという意味合いでは、「主な議論点は以下のとおり」というような表現でいくと、恐らく内容に合うんじゃないかと思います。

女性の支援のところは、むしろ私どもの、今回いただいた加藤委員から数点指摘されていますので、数としては、弱者、先ほどの未成年もありますけれども、女性の就業とか、あるいは起業化支援とか、そういうようなことで、この論点の内容とそっくり重なるわけじゃありませんけれども、具体例として、それを細かく助言案文のほうで述べているという感じはあると思います。

○松本委員 わかりました。つまり、社会配慮の9番と同じということなんですね。助言に9番が入っていて、かつ論点にも、実はダブルで入っているということですね、これについては。そういう理解でいいということですね。わかりました。

○作本委員 ただ、まだ交通整理がよくできていないので、議論はまだ、私個人は続けていつていただきたいと思います。こっちへ出た場合はこっちは要らない、ダブる必要はないんだという考えもあるでしょうし、内容的な齟齬が、ずれがあり得ることも考えられますので、そこら辺は今後の宿題に残していただきたいと、私は個人的には思います。

○村山委員長 この方式をとる前は記名式の議事録をつくって、それを読めば議論の内容がわかるという形でやってきたわけですが、今期からはこういう形で論点を整理していきましょうということなので、必ずしもJICAが行うべきものだけが挙がるわけではない。むしろ、そういうことについては助言のほうに入るべきだし、事業に関係なくても行ったほうがいいというものについては、1番のような形で表現される場合もある。ケースバイケースですかね。

これに、あと回答表もつくわけですね。

○渡辺 公開文書としましては、助言案、この論点と、質問・回答表の3点。今まで公

開していなかったワーキンググループの当日に配付する質問・回答表と併せて3点公開することによって、今までの逐語議事録の代替になると考えています。

○村山委員長 それでは、助言の内容についてですが、3番と10番に修正が入りましたが、その修正を含めて確定ということによろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、これで確定をさせていただきます。

最後の4番目ですが、インドのシップリサイクルヤードの改善事業、ドラフトファイナルの段階です。こちら作本委員に主査をお願いしております。よろしくお願いいたします。

○作本委員 また出てきて申しわけありません、作本です。

こちらは、もう既にこの場でも深く議論されたと思いますけれども、いわゆる解体、解撤事業のヤードの改善ということで、DFRの検討を行ったというものです。ワーキンググループには、鋤柄委員と米田委員、あと石田委員が入っていただきまして、あと作本です。

11月25日にこのワーキンググループを行いまして、実際、かなり議論が進んで、夕方6時過ぎまで議論を行ったような状態です。あと、石田委員からはメールで参加していただくということがありました。46件出て、さらに私が幾つか出しまして、合計80件近い質問、あるいはコメントが提出されて、最終的にはここに添付されていますように12点に絞るということにいたしました。

本件の概要については、もう既にご記憶があるかと思いますが、世界の船の解体ですね、解撤と呼ばれていますが、これの作業の9割近くが、今の途上国、インド、中国、バングラ、パキスタン、一部がトルコというようなところに集中しておりまして、私どもがここで取り上げるインドのグジャラート州の解体事業というのは、世界の33%、世界の一番大きいところをここが占めているということになります。もちろん、日本の船舶もここでお世話になっているということがあります。

2009年、今は香港条約というのが、いわゆるシップリサイクリング条約というものが締結されまして、このグジャラート州では、これを国際標準に見合うようにというようなことで、JICAさんが今回お手伝いするというような取り組みであります。ここではもう既に何回か議論がありましたが、DFRについて議論することになります。

ご存知のように、船を解体するに当たっては二つの課題があります。一つは有害化学物質ですね、フロンだとか、アスベストだとかTBT、こういうものが出てくるということで、もう一つは、労働者の事故が後を絶たないという、この二つになります。

このアラン地区というところは、この土地の自然条件、海の流れが急であり、干満の潮の流れもあり、あと安い労働力、これを使った、いわゆるビーチング方式といって、船をずっと岸のほうに引き寄せてくるという方式を採用しておりまして、他のアジアのほとんどの国も、これを実際もやっております。伝統的にやってきたわけであ

ります。

ただ、これで、やはり今までの事故やら、有害化学物質の管理ができたかという、必ずしもそうでないということで、今回JICAさんがお仕事をされるわけですが、ここに、ビーチング方式というのに対立するとか、正反対にある方式というものが、いわゆるドライ方式というもので、ドライ方式というのは、ウインチだとかクレーンでもって船をつり上げて、それでちょきん、ちょきんと切っていくというやり方なんでありまして、必ずしもそれは、さっき申し上げた二つの課題を取り除く一番適した方法ではない。コストもかかれば、この地理条件、海岸の条件に合うというものでもないということで私どもの議論は、むしろこのビーチング方式を続けるに当たって、どのような方法で、どの程度まで、これは条約に見合うような適合施設に変えていけるんだろうかということになりました。

そういう意味では、条約の適合施設とはどんなものなのか。私も条約そのものを要約したものを見たんですが、はっきり書いていないんですね、有害化学物質はリストが載っているんですが、どこまでいけば適合なのかということが、明確に必ずしもされていないということで、私どもの議論もちょっと難しかったことがあります。

具体的には、このリサイクルヤードには159のプロットというんでしょうか、割当ての場所がありまして、そのうちの130しか稼働しておりません。この130中の60ぐらいが、もう既に認証だとか、認証見込みということになっていまして、実際JICAさんが今回お手伝いする、支援するというのは残りの70プロットということになります。これを2019年までの稼働目標ということで支援するということですが、ハードだけじゃなくて、ソフトな訓練だとか、人材育成だとか、そういうようなことも含めて行いたいということでもあります。

大体そんなようなことなんです、助言の内容に入っていきたいと思います。

全体の項目といたしましては三つありまして、いわゆるこのビーチング方式と、先ほど申し上げたドライ方式、これがどう整理できるのかということがありました。ここではEUが、先進国のほうがこのドライ方式なるものを提唱しているわけですが、ここで後半のほうに出ていますように、香港条約、あるいは香港国際条約を批准する前提条件を満たすような根拠というものを、きちんとFRに、どうすれば満たすのかということを書いてくださいというのが1番です。

2番目。いわゆる代替案の比較において、事業を実施しない場合が書かれておりませんでしたので、これを入れて、解体の方式にも沿って、さらに現地の自然条件と社会条件なども加味しながら、これを、「得失」と書いてありますけれども、どういう長短があるかということを書いていただきたいということです。

三つ目。このシップリサイクルの需要。私はこれは需要予測として読んだのでありますが、これらの途上国に世界中の船がまた集中するということもありますし、それぞれの国で競争状態にあります。マーケットが発生しているわけですから、ま

た短期、中長期に分けてFRに記述をしてほしいということが三つ目であります。

次の環境配慮なんであります、4番と6番が内容的に似通ってしまって、後でまたご提言などいただきたいと思うんですけれども、鉛あるいはカドミウムというのが底質、海の底にはかなりの高い濃度で入っているということがあります。のみならず、重金属及びPCBの濃度が高い。本事業では、なるべくこのヤードのコンクリート舗装、あるいは大型クレーンの利用によって船体の潮間帯への切り落としを減らすような撤撤方法を導入しているというけれども、将来にわたって塗料による汚染リスクを検討して、これをFRにきちんと書いていただきたいというのが4番であります。

5番目は、ベースラインデータをきちんと整理して、生態系のモニタリングなどのこういう生息状況を書き込んでいただきたいということです。何か、もうこのあたりの海では生き物がほとんど見えないというか、貝とかそういうものもほとんど捕まらないという状態があるということも聞いております。

次の6番目が、先ほどちょっと4番と若干似たような内容になってしまったんですけれども、リサイクルヤード前面の底質の測定で、やはりカドミウムと鉛が高い濃度で出てしまうということで、これについては実施機関、あるいは州政府の機関に対して、今後のモニタリング、あるいは現状でもいいんですが、現状ないし将来に向けてのモニタリング測定というものをきちんとやっていっていただきたいということを提言しております。

7番目。一般廃棄物についても、恐らく法令はあるはずでしょうということで、これを法令リストに書いてください。

8番目。これは焼却炉。一般ごみあるいはこれから出てくるところの産業廃棄物ですが、その焼却炉をつくるわけですから、そちらについては、当然温暖化防止というような視点から書き込んでいただきたいということです。

次の社会配慮。これはステークホルダーミーティングですね、先ほどの我々の関心に似ていますけれども、「条約適合施設になるための技術水準というものを示していただきたい」という要望が出ておりますので、これにもきちんと応えて、実施機関にさらにこれを申し入れていただきたいということがあります。

10番目。このグジャラート州におけるところの大量の労働者が入り込んでくるわけですが、その居住施設の改修計画についてもきちっと考えていただきたいということです。例えば、居住施設の建設が計画された際には、本事業におけるところの工夫だとか改善点も活用していただき、さらに労働者の居住しやすさというんでしょうか、住みやすさ、こういうようなことも配慮していただきたいということが10番であります。

11番、これは2回目のステークホルダーミーティングがこの11月に実施されたということですから、これもできることでしたらFRに書いていただきたいということです。

最後、その他になりますが、アラン／ソシヤにおいて、このシップリサイクルヤー

ド、先ほどの数で申し上げますと約4割の改修事業が行われますので、その残りの部分についてどうなのかということもありますので、残りのリサイクルヤードの改善を担当する事業と連携を図り、アラン／ソシヤにおける陸海岸域の汚染状況なんかをモニタリングしていただきたいという意見が最後にあります。

こちらの、最後の12番については、先ほど残された数がありますけれども、回答の部分で、もう既に、一遍にはできないけれども、フォローしながら進めていくというようなスタンスをご紹介いただいておりますけれども、ただ、確認のために残りの施設についても言及させていただいたというようなことになります。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、この案件について何かありましたらお願いいたします。

○原嶋副委員長 実は、前の段階でちょっと関与させていただきましたけれども、廃船にする船を引き渡すときに、その廃船する船にいろんな物が積み込まれていて、例えば、バーゼル条約とか、場合によってはモントリオール議定書とか、あるいは水銀とか、そういう取り扱いについてはどういうふうに議論されているのか。シップリサイクル条約そのものは、その作業場の問題でしょうけれども、廃船という、船はどういう取引になるかわかりませんが、そこで解体するので、運んで、そこで解体するということですから、通常の取引とはちょっと違うのかもしれませんが、そのあたりの問題点の整理というのは終わっているのかどうか、もしご存知であれば教えてください。

○作本委員 私も記憶の限りですが、今の廃船を引き取るに当たって、やっぱり委託契約になるわけです。この場合、軍艦関係のものは一切除かれる。放射能、原発関係で使ったようなものは一切除くということで、廃船作業を、一定の費用をもらうということで引き受ける。

ただ、何でもかんでもというわけにいきませんから、それが既に有害化学物質などで汚染されていないかというような、そういう証明書の場合によってはここで発行するようなことを含めて、事前に、まずそういう汚染されていないのを確認する。

あるいは、バラスト水については、議論にはなったんですが、海の公海上のところで、もう既に放出してしまうから、ここでは議論にならないよということがありまして、ですから、重要なのは、やっぱり有害化学物質を積んでいるのか、汚染された船なのかどうか、軍艦かどうかというあたりが議論になるんじゃないかというふうに私は理解しておりますけれども。

○國武 南アジア部南アジア一課の國武と申します。よろしくお願いします。

今の時点でも、インドは国内法でShip Breaking Codeというのがありまして、そちらで手続が決まっています。船を解撤する際には、船をリサイクル業者が買い取らなければいけないのですが、その前に、行政のほうで、沖合のほうでとめられている船

のほうに入って、そういう有害物質などを事前に確認をして、その上で許可をとって、船を買い取っていい許可をリサイクル業者に渡して、それを業者が買い取って解撤するという手続になっています。

ただ、例えば、鉛とか、塗料とかに含まれているものについて、例えば、PCBとかそういったものについては、これからシップリサイクル条約が発効されますと、船を造船する段階で、そもそも使ってはいけないものとなりまして、そういった重金属と有害物質などは、使う場合には、どこにどういうものが使われているかというインベントリーを作成して、それを運用中に、例えば、船に寄せたりすれば、そのインベントリーを載せて、解撤のときには、どこにこういったものが使われているかというものがわかった状態で船を買い取る。それに基づいて、解撤業者は解撤計画をつくって、危ないところにはどういった作業計画を立てなければいけないのかということを決めて解撤するということになっております。

○村山委員長 よろしいでしょうか。他にいかがでしょう。

松本委員。

○松本委員 細かい文言上ですが、8番と12番なんですが、8番について、この「検討すること」というのは、これは誰がというか、検討するよう実施するよう実施機関に要請するのか、「検討すること」というのが一体誰に向かっているのかわからなかったということと、12番も、「モニタリングしていくこと」というのは、これは誰がモニタリングをするのかということで、これは実施機関にモニタリングを求めていくのか、あるいは、FRにそのように記述することなのか、少し8と12は、書き方の問題ではありますが、明確ではないところがあると思うんですが、いかがでしょうか。

○作本委員 今の松本委員のご指摘、もっともな内容であります。1番目についても、ただ「記述すること」、そこら辺が、「検討する」という言葉で、はっきりできなかったものですから、言葉についてちょっと緩くなってしまった。

8番目、これは温暖化対策、やはり焼却炉の建設とともにやるべきですよ。事業実施とともに、やっぱり温暖化対策もあわせて検討するということになれば、やっぱり実施機関に対しということで、これを要求してもいいものでしょうか。事業の一部であるという。

○渡辺 当日の議論では、焼却炉を建設する際に、なるべくCO₂が出ないようなスペックなのか、その機器なのかを検討したほうがいいという趣旨で入れられたと記憶しています。そうありますと、今の松本委員のご指摘の点については、「検討すること」については、「対策について検討し、その結果をFRに記載すること」ということだと思います。

○作本委員 今のお話のとおり、やはり「対策を」という、その一歩前の段階で、「対策を検討すること」ということでよろしいでしょうか。今、事務局のほうからお考えいただきました。ありがとうございます。

あと、もう一つのほうの12番について、これもやはり石田委員から出されたところで、誰がモニタリングをするんですかということなのでありますが、これも申し入れるというような形で、陸海岸域の汚染状況はどう進むのか、現状どうなのかということを経営的に、これも実施機関になるんでしょうね、実施機関に対し、モニタリングを申し入れること、要請することという。

○渡辺 この点も、モニタリングするという形で、確か回答表でしたか、既に回答しておりますので、「実施機関にモニタリングすることを申し入れること」でもいいですし、もしくは、「モニタリングする旨をFRに記載すること」ということでも、どちらでも大丈夫です。

○作本委員 FRに記載するほうの、後者のほうでよろしくお願ひしたいと思います。

私のほうで、先ほどこの助言案文をご紹介するときに、4番と6番が、内容的にちょっと重なっているということを、私も今日来る前に気づいたもので申しわけありませんけれども、ここに鋤柄委員がおられますので、4番と6番をここでくっつけさせていただいて、前半のほうは、このまま4番の文章でFRに記載すること。後半、同じ内容にかかわるところですけれども、さらにこれにつけ加えるように、「また、実施機関や関係州政府機関に対し、今後のモニタリング測定の実施を提案すること。」ということで、一つの文章で二つ分かれるような内容というのを、私がここで提案するのはおかしいんですけれども。というのは、冒頭の文章がそっくり同じなので、いかがでしょうか。

○鋤柄委員 そんなに前ではありませんけれども、記憶が曖昧になっています。ヤード前面の底質での重金属のモニタリングは、確かする計画になっていたと思いますが、そうではなかったのか。覚えていませんが、モニタリング計画に入っていたので、それを……

○作本委員 議論の過程では、確かにそういうことが入っていたような気がいたしますけれども、そもそも、そこまで書かれていましたか。私も記憶がなくて申しわけありません。

○鋤柄委員 しかし、こういうご助言を作本先生がされているということは、恐らく明示的には入っていなかったと思います。

○作本委員 入っていなかったと思います。やりとりの過程の中で。

○村山委員長 多分、この段階で6番として残っているということは、ワーキングの委員の方も、担当者の方も了解されているはずですよ。

○作本委員 了解されています。

○村山委員長 ですから、この点については、多分、この形で事実関係が理解されているのではないかと思います。

○作本委員 わかりました。4番と6番は、その後半のほうの末尾、前提の部分が共通しているんですけれども、どういう対応をといるところでは枝分かれしているような

内容になっておりますので、今のご示唆をありがたくいただいて、そのまま残すというようなことで、よろしければお願いしたいと思います。

○村山委員長 そうすると、4番と6番はこのままでよろしいですか。

○作本委員 はい。

○村山委員長 8番と12番については、語尾を「FRに記載する」という形に修正ということですね。

○作本委員 はい。

○村山委員長 以上ですが、他にいかがでしょう。

どうぞ、升本委員。

○升本委員 確認です。もう議論は終わって、どこかでやられたのかもしれないんですけども、助言の11番で、「第2回目のステークホルダーミーティングの実施結果についてFRに記載すること。」と書いてあるんですけども、普通に考えれば、この議論の段階で、第2回のステークホルダーミーティングが終わっているべきではないんだろうか。逆に、このドラフファイの委員会の前に、何で終わらなかったのか。もともとそういうスケジューリングだったのか、何かあったのかを確認させていただければいいかなと思います。

○作本委員 記憶では、確か11月二十何日かに行われたはずですが。第1回というところで、既にもう2回。ただ、昔の事業形態、内容が違うところの、前のアセスに関するところの説明会というか、住民協議が行われましたんで、今回行われているところ、初期の、いわゆるドライ方式を提言していたような内容と大きく変わった形で、いわゆる第2回目と呼んで、私は、本当は3回目じゃないかと質問したこともあるんですが、これが今回、11月に行われているということです。

ただ、今升本委員のおっしゃるように、全て終わってから手続、手順に入るべきだというのは、お話のとおりかとは思いますが。

○升本委員 ありがとうございます。

○鋤柄委員 確か、質問とコメントをまとめる段階ではいただいていたんですが、このワーキングの1週間ぐらい前でしたか、補足の資料という形で、「先週やったステークホルダーミーティングの結果はこうです」というのをいただきました。従いまして、作本先生がおっしゃるように、ドラフトファイナルには、入ってはいなかったんです。ただ、私どもにドラフトファイナルをくださったその後にできたレコードというんでしょうか、それは、コメントを出すのには間に合わなかったかもしれませんが、ワーキングの前にはいただきました。

○村山委員長 事実関係を確認したということですね。

本来、ドラフトファイナルの前に終わっておくのが通常の流れだと思いますが、そうでなかったの、あえてここで記載をされると理解しました。

では、よろしいでしょうか。

清水谷委員どうぞ。

○清水谷委員 一つ確認をさせていただきたいんですけれども、スコーピング段階の議論のときに、この案件においては、労働安全衛生上、アスベストを吸引するというような危険があったというふうに記憶しております。

そこで、今回のドラフトファイナルレポートでは、そのことについて、どのような危険があって、それをどのように回避するのかということが書かれていたのか。あるいは、この度のワーキング会合の中では、この点についてどのように議論されたかについて教えていただきたいと思います。

○作本委員 作本です。今のご質問ありがとうございます。重要な有害化学物質の一つというか、今回代表的な物質でありますので、それについて、アセスの段階の報告書では、もう本当に厳密に、保護服を着て、それをさわらない状態で、どこかに、鍵の閉まるところに保管して、さらにそれを移動する場合にはどうする、さらにそれをどういう形で、焼却でしたか、固化、セメントで固めるか何か、そういう処理方法まで一連のことがずっと書かれていました。

今回、私どもが、この第2次でというか、アセス書を改定した方法でいただいた書類にも、かなり細かく、どういう扱いをするのかということから、きちんとした保管、あるいは最後の処理、これについてきちんと書かれていました。

私は技術的なところ、わからないこともありますけれども、その段階については、かなり注意を入れて書かれていたというような記憶をしております。

○清水谷委員 ありがとうございます。

○村山委員長 では、よろしいでしょうか。

それでは、8番と12番、語尾の修正がありました、それを含めて確定ということにさせていただきます。ありがとうございます。

以上で助言文書の確定については終わりになりましたので、次がスケジュールの確認ですね。よろしくお願いいたします。

○渡辺 お配りしている議事次第の裏にスケジュール表が添付されておりまして、12月は、来週月曜日にワーキングがあり、これが年内最後のワーキンググループです。1月につきましては、今朝、6日のワーキンググループは開催しないというご連絡を差し上げておりますので、13日以降になります。1月あるいは2月で、現時点で予定が既にわかっているという方で、変更などございましたら、この場で受け付けたいと思います。

鋤柄委員お願いします。

○鋤柄委員 1月13日は都合が悪くなってしまいまして、外していただければと思います。

○渡辺 はい、1月13日をキャンセルということで。

あと、ちなみに1月20日は、委員が今3名となっておりますので、もし可能でしたら、

1月20日にご都合のよろしい委員は、この場でご表明いただけるとありがたいです。

他にございますでしょうか。

では、現時点では、鋤柄委員の13日のキャンセルというところだけ修正させていただいて、また後ほど事務局のほうから、開催通知などとあわせて、予定をご確認させていただきます。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、次が環境レビュー段階の報告ということで、今日は1件です。ベトナムの水管理事業の有償資金協力ということです。

では、準備ができましたらご説明をお願いいたします。

○上田 東南アジア大洋州部の上田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

では、お手元のA3の横長の紙のほうでご説明をいたします。

1ぼつが確認済み事項ということでございまして、その下が環境レビュー方針ということになっております。

まず、確認済み事項のほうをご説明いたします。

案件概要を簡単にご説明いたします。本事業は、塩水遡上による農作物被害が発生をしているベトナム南部ベンチェ省において、塩水遡上制御施設の整備を行う。これによって塩水濃度が低い農業用水の供給を通じた農業生産性の向上を図るというものでございます。

具体的な事業としては、塩水遡上の制御施設、水門の建設を8カ所で行うということになっております。

実施機関は、農業地方開発省。全体の管理のほうは、治水・利水事業投資・建設管理委員会、ICMB9というところで行います。

全般的事項のところをご説明いたします。許認可のほう、EIA報告書は10月に承認済みでございます。住民移転計画、RAPについては、12月に、今月ですね、人民委員会で承認予定でございます。

住民協議でございますけれども、ステークホルダー協議を計5回開催しておりまして、女性の参加率は40%ということになっております。

これとは別途、水運利用者のポリシーフレームワークを作成しておりまして、そのためのフォーカスグループミーティングも開催してございます。

このような住民協議ですけれども、反対意見は確認されておられません。

EIA、RAPの情報公開でございますけれども、EIAについてはホームページで公開済みでございます。RAPについては、人民委員会の承認後に公開予定ということになっております。

代替案については、記載のとおりでございます。

モニタリングのところにつきまして、まず建設工事期間中ですけれども、ICMB9、

先ほどのところと、それから統合水管理ユニットが行うということになっています。

供用時ですけれども、国営灌漑公社がモニタリングを行います。

それから、住民移転・用地取得に関しては、ICMB9、それからベンチエ省の人民委員会がモニタリングを実施することになっております。

汚染対策のほうですけれども、特に水質のところについてご説明をいたします。

供用時でございますけれども、乾期に、水門の閉鎖によって水流が滞留する可能性がございますけれども、それによって水質汚濁が引き起こされる可能性がある。これについて、新たに設置される水管理委員会、これは先ほど申し上げた統合水管理ユニットと同じですけれども、そちらのほうで水質のモニタリングを行います。それから、必要に応じて水門の開閉操作を行うということによって影響を緩和することを考えております。

それから、この土地利用の変化による影響というのものもあるかもしれませんので、それを把握する、それから緩和策を検討する体制を構築いたします。これについては、後ほど触れます技術協力プロジェクトでサポートをするということになります。

それから、右隣に移りまして、自然環境のほうでございます。国立公園、保護区については、該当はございません。

それから、2) の生態系のほうですけれども、動植物・魚類の希少種は見当たらないということになっております。

マングローブでございますけれども、一部伐採はされるものの、希少種ではないということと、それから面積が小規模であるということでございます。それによって、他の生態系への影響は少ないというふうに見込んでおります。

それから、魚類への影響でございますけれども、回遊性魚類の回遊・遡上を阻害する可能性があるということで、水門に魚道を設置いたしますということ。それから、繁殖期などの重要な期間については、水門を開放するということを想定しております。

それから、当然、工事中、供用後に魚類の捕獲調査を行いまして、モニタリングを実施いたします。

それから、社会環境のほうに移ります。

まず、用地取得・住民移転のほうでございますけれども、水門建設、それからアクセス道路の建設に伴って、約15haの用地取得、及び22世帯の非自発的住民移転が生じます。こちら、22世帯のうち11世帯については、所有の土地に家屋を新設する。それから、8世帯については別の土地に移転をするということが決まっております。残りの3世帯についてはDD、詳細設計の段階までに決定をする予定でございますが、移転自体については合意済みということになっております。

それから、補償方針でございますけれども、RAPに基づき再取得価格での補償がなされる予定となっております。

それから、3) の生活・生計のところでございますけれども、水門付近で操業を行う

水運利用者について、これは水門が閉鎖されると通行ができなくなるということがございますので、水門の近くで荷さばき場、それから船着き場の建設を行いまして、この水門ができた後も円滑に操業ができるようにいたします。

それから、生計回復支援策として、農業従事者などに対して無利子の融資、それから職業訓練、職業紹介などを行うことにしております。

それから、土地利用への影響というところでございますけれども、塩分濃度は変わるわけなんですけれども、それに適した農業を選択できるように、この調査の中で土地利用計画案を策定しております。

それから、さらに、土地利用計画でございますけれども、水門開閉による運用管理、それから塩分濃度のモニタリング、それからシミュレーションなどの統合的な表流水管理を行うための、円借款に付帯する技術協力を検討しております。

それから、漁業への影響ということでございますけれども、漁業者なんですけれども、この漁業以外に農業などの代替生計手段を持っている。それから、さらに、この水門の中だけというわけではなくて、固定の漁場を持っていないということがございまして、水門建設による直接的な影響はないという体でございます。

さらに、水門、いつも閉まっているかということ、そういうことはございまして、乾期以外は常時開放をされている。それから、乾期についても、毎日定期的な開閉操作を行うということで、漁業者の通行は可能ということになっております。

それから、少数民族のところですけども、少数民族、先住民族の居住は、確認はされております。

それから、16世帯が社会的弱者、5世帯が貧困ということになっておりまして、これらの方々については、農地の提供、それから職業訓練、生活再建策が適用されるということになっております。

以上が確認済みの事項ということになります。

それでは、その下に出て、今後の環境レビューの方針ということがございますので、こちらを簡単にご説明いたします。

まず、許認可の関係ですけども、RAPの承認スケジュール、12月中に人民委員会によって承認をされる予定でございますが、こちらについて確認をいたします。

それから、住民協議についてですけども、議事録を確認いたしまして、用地取得、それから住民移転の補償方針について、住民の合意がとれているということを確認いたします。

それから、水運利用者についてですけども、ポリシーフレームワークのほうに水運利用者の意見が反映されているということを、議事録を通じて確認をいたします。

それから、情報公開については、RAPの公開方法については確認をいたします。

3)、4)については、定型ですので割愛をいたします。

それから、一番右の社会環境のところに移りまして、1)の用地取得、それから住民

移転のところですけれども、RAPの補償方針についてですけれども、これはJICAのガイドラインに基づいて、再取得価格で行うということを、審査にて合意をいたします。

それから、今後行われる住民移転・用地取得の具体的なスケジュールについても確認をいたします。

それから、生活・生計のほうでございますけれども、水運利用者に対する生計回復策の支援に関して、その具体策を確認いたしまして、実施機関と合意をいたします。

以上でございます。

○村山委員長 ありがとうございます。

もう一つの資料のほうで、ドラフトファイナルの助言に対する対応も、これは今日初めて出るものですね。簡単にご紹介いただけますか。

○上田 では、簡単にご説明をいたします。

基本は、助言委員会のワーキンググループのほうで、各助言についてファイナルレポートに追記をしてくださいというご助言をいただいております、そちらについてしっかり追記をしていくということをしております。

全てをご紹介するのは時間的に厳しいかと思っておりますけれども、主なところとしては、9番のところですけれども、ご助言の内容として、社会影響への緩和策において、ベンチェ省に対する土地利用計画の策定能力向上に関する技術支援プロジェクトの形成の可能性を検討して、ファイナルレポートに追記することというご助言をいただいております。

こちらについて、右のセルにあるとおり、以下の追記をしておりますけれども、その技協ですね、統合的な表流水の管理システムの設置と強化を目的とした付帯技プロをやります、それを推奨しますということを書いております。

さらに、その下に、住民が水の塩分濃度に最適な農業を選択できるように、土地利用計画をこの本調査で策定をしましたということであるとか、このベンチェ省のほうで、この土地利用計画を更新することが求められるんですけれども、そのような能力向上を支援するために、有償資金協力の付帯技術協力プロジェクトの実施を提案しているということがございます。

それから、もう一点主なところがありまして、11番のところでございます。

こちらについては、土地利用の変化によって農薬や化学肥料利用量の変化、増加に伴う影響が生じた場合には、必要に応じてモニタリングと緩和策を検討することを実施機関に提案することというご助言をいただいております。

こちらについても、技術協力の必要性について追記をしております、長期的に、この土地利用の変化によって、農薬や化学肥料利用量の増加に伴う影響が生じることも考えられるということでございます。この物質の徹底的な分析というのが、水質汚濁の軽減に効果的な方法の特定、開発に貢献するということがございます。

このような活動が、全てこの統合的な表流水管理システムの形成、強化というところ

ろを目的とした、先ほど申し上げた付帯技術協力プロジェクトを実施するということ
を推奨するということになっております。

以上が主な点でございます。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、今のご報告について、何かご質問ありましたらお願いいたします。

森委員どうぞ。

○森委員 後で説明いただいたドラフトへの助言対応表の6のところに、「気候変動による塩水遡上」というふうに書いてあります。そもそも、その農業水に塩分がふえてきたのは、気候変動による影響だというふうに理解していいんでしょうかという点と、そうであるとすると、それは、要するに気候変動による影響への適応策、適応事業ということになる。

そうだとしますと、国際的にグリーンクライメットファンドとか、要するに適応事業についても、国際的にサポートするという仕組みがあるわけなんです、そういうものとの関係はどうなのか。あるいは、ベトナムにおいて、多分適応に対する国の計画なんかあると思うんですけども、それとの関係はどうなんだろうということ、適応関係の質問を3点よろしくお願いします。

○千葉 東南アジア三課の千葉と申します。

3点ご質問いただきましたが、まず1点目の塩水遡上の原因として、気候変動が原因なのかという点につきましては、そのとおりということになってございます。過去のデータから気候変動による海水面の上昇というのが確認されておりまして、かつこの事業の協力準備調査の中で、将来にわたる海面上昇による塩水遡上の影響というのを解析しまして、この事業スコープが必要だという結論になってございます。

2点目の、この事業が気候変動の適応策に位置づけられるかという点につきましては、その点もご理解のとおりということになりますし、この事業の対外的な説明資料においても、その気候変動への適応策というところをうたってございます。

3点目の、ベトナム政府の緩和策との関係につきましては、こちらにつきましても、ベトナム政府の全体で進めております気候変動に対する緩和策の一環として位置づけられるというご理解でよろしいかと存じます。

○森委員 1点だけ言い忘れたんですけども、要するに、ベトナムがつくっている気候変動への影響に対する適応策の一環として理解されると。

そのときに、例えば、この事業がなかったら塩水濃度がさらに上がって、農業に使える土地がさらに減って、それで結果的に生計手段を失った住民が別のところに動かざるを得なくなる、それが多分ベースラインだと思うんですけども、この事業を実施することによって、それがきっと減るんですよね。その効果をきちんと書くことがこの事業の意味になりますから、それをしっかりと書いていただくといいのかなと。

事業の直接の影響によって十何世帯が変わると書いてありますけれども、多分、こ

の事業を実施することによって、移転することなく農業を続けられる人がもっとたくさん要と思うんです。それが大事なポイントだと思いますので、ぜひそういう点も強調していただけたらいいかなと思いました。

○村山委員長 今のはコメントということでご理解いただければと思います。

では、他はいかがでしょうか。

○作本委員 一番右の行の社会環境なんですけど、先ほど、「水運利用者」という言葉を「水門利用者」に訂正されたと、1カ所、記憶しているんですけども、上のほうからずっと見てきますと、3)の生活・生計の中に「水運利用者」という言葉があって、ずっとおりていきますと、この社会環境の一番下のところですね、生活・生計の2)、ここには、今度は「水運利用者」、2行目にも「水運利用者」とありますが、水運利用者と水門の利用者では、定義というか、補償される対象者に広い、狭いがあるかと思うんですが、どちらのほうを念頭に置かれているんでしょうか。

○上田 私の説明のほうで、不明瞭なところがあったかもしれません。訂正をしたというのは、その「水運近くに荷さばき場を」というふうに書いていたんですけども、それを「水門」というふうに訂正をさせていただきました。ですので、「水運利用者」というのが正しい、それを統一して使わせていただければと思います。

○作本委員 そうしますと、一番右下の部分に書いてある2)生活・生計というところで、「水運」という言葉が2回出てきますけれども、こちらと使い方が違うということなんですか。ちょうど右下ですね、2)生活・生計の中に「水運利用者」という言葉が2回出てきますが、ここを「水門」と置きかえると、また意味が違うかなというふうに。

○上田 全て「水運利用者」ということでご理解いただければと思います。

○作本委員 わかりました。

○村山委員長 よろしいですか。

他はよろしいでしょうか。

では、以上でご報告を受けたということにさせていただきます。ありがとうございました。

次にモニタリング段階の報告ですが、これは具体的な内容はあるでしょうか。

○村瀬 監理課の村瀬です。個別の案件で、新しいモニタリング結果が出たことによる案件概要の報告は今回ございません。全般的なところでの進捗を報告させていただきます。

○村山委員長 わかりました。

では、もし具体的な内容があれば休憩を挟もうかと思いましたが、ないということなので、このまま続けさせていただきます。

○上西 それでは、モニタリング段階の報告ということで、環境社会配慮監理課の上西と申しますが、ご報告させていただきます。

モニタリング段階の報告につきましては、半年に1度のペースで報告をさせていただいております。前回、本年の6月の助言委員会全体会合の際に報告をさせていただいております。

資料をご覧いただきたいと思いますが、カテゴリA案件リストということで、1番から37番まで事業の一覧がございます。

このうち、前回、6月に報告をさせていただいた後に、新たにこのリストに加わったものが、ナンバー36と37の2件でございます。ともにバングラデシュの事業でございますけれども、こちらは、ともに「輪切り」と申しまして、既出の事業を、資金計画上複数の期に分けて事業を実施しているものでございまして、今回追加されたものは、そのそれぞれ2期目に当たるということで、事業内容については、実質的には大きな変更はございません。ナンバー36の事業については、ナンバー7の事業の2期目。それから、ナンバー37の事業については、ナンバー18の事業の2期目というふうな位置づけでございます。

モニタリング結果の報告につきましては、相手国と合意されたものののみ公開・報告することとさせていただいております。この表の中で、濃い網かけの事業、例えば、ナンバー4とか7、8、11のあたりですけれども、この濃い網かけの事業については、相手国との間でモニタリング結果の公開の合意が得られていない案件でございます。従いまして、それらの事業については、一番右のモニタリング結果の欄が「NA」というふうになっております。

一方、薄い網かけの事業、例えばナンバー3、5、9、10といった事業ですけれども、これらについては、環境面のみのモニタリング結果の公開が合意されている事業でございます。従いまして、これらの薄い網かけの事業については、社会面のモニタリング結果の合意は得られておりませんので、公開の対象外というふうな位置づけになっております。

網かけのない事業につきましては、環境面、それから社会面ともに公開が合意されている案件でございます。

それから、表の中で、右から2番目の欄で、「進捗」というのがございますけれども、進捗につきましては、「調達実施中」ですとか、「詳細設計実施中」ですとか、それから「事業実施中」というふうなことで、4段階に分けて事業の進捗を記載しております。前回、6月の報告以降、この段階に進展があった事業については下線を引いております。

それから、「事業実施中」とされている案件につきましても、まだ助言委員会で報告をさせていただいていない案件も幾つかございます。それらにつきましては、例えば、用地取得などは始まっているものの、本格的な工事はまだ始まっていない案件というのが該当します。または、工事は始まっているけれども、まだ仮設物の設置など、本格工事に至っていないものについては、本格的な工事が始まって、最初のモニタリ

ングレポートが出てきた段階で、助言委員会で報告をさせていただくということにしております。

資料をご覧くださいますとわかるとおり、これまで合計6件についてモニタリング結果の報告をさせていただいておりまして、それらのモニタリング結果は、その後、随時JICAのホームページ上で更新をしております。更新されているモニタリングレポートの欄には下線を引っ張ってございますので、ご確認くださいと思います。

ただし、一部、実施機関からのモニタリング結果の報告がおくれているものもございます、それらについては、私どものほうから、現在督促をしているという状態でございます、提出され次第、ホームページ上で更新をさせていただきます。

次回モニタリング段階の報告については来年の6月を予定しておりまして、その時点で報告可能な事業については、詳細なモニタリング結果とともに報告をさせていただく予定でございます。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございました。

それでは、今のご報告について何かご質問がありましたらお願いいたします。

○原嶋副委員長 最後の、JICA公開の相手国政府の合意の有無なんですけれども、これは、理由としては、多分、見ていると国ごとに状況が違うので、国の制度との関係も一つあると思うんですけれども、それぞれの国のEIAなり、RAPの制度の中で、情報公開をどういうふうにするかという、その国ごとの規制権限の範囲のこともあると思うんですけれども、それが一番大きいんでしょうか。あるいは、それ以外の要因というのものもあるんでしょうか。

○上西 要因としましては、やはりその国の制度により、公開されないことになっているということとして、私どもとしては、審査の段階で、相手国でこのモニタリング結果を公開するか、しないかというのを確認しまして、それに倣ってJICAの方での公開の有無を決定しているということでございます。

○原嶋副委員長 その場合に、JICAのガイドラインで要求している情報公開の水準と、それぞれの国の制度の情報公開の水準と、多分ギャップがあると思うんですけれども、そのギャップというのは、どちらに合わせるのかというか、我々がどういうふうに、コンプライアンスという問題も含めて、その場合、簡単にいうと、JICAでは公開しろと言っている。先方の政府では、基本的には公開を望まないという制度の場合があったとしたときに、どういうふうに交通整理しているんでしょうか。

○上西 モニタリング結果の公開の有無については、JICAのガイドライン上も、相手国の公開の範囲内というふうなことでございまして、その辺についてはギャップはないと認識しております。

○升本委員 確かにそうだと思うんですが、さはさりながら、ガイドラインに書いていないから、あるいはそういうふうに書いてあるから公開をしなくてもいいんだと

いう前提は違うのではないかと。基本的には、公開をできるだけする方向で働きかけていただくべきではないのかなというふうには思いますが、いかがでしょうかというのが1点。

あとは、この場合、JICAの公開について合意が得られないということは、少なくとも、JICAにはまず来ているのかどうかということです。それと、相手国の住民に対する公開はされているのかということだけ確認をさせていただければと思います。

○上西 公開が望ましいという点については、もちろんそのとおりでございまして、ガイドライン上も、我々としては公開を働きかけていくということでして、協議の際には、JICAガイドラインの趣旨を説明の上、できるだけ公開したいということで協議をするわけですが、やはり、どうしても相手国、制度上理解が得られない場合は、相手国の制度に合わせて公開しないというふうな合意がなされるということになっております。

それから、JICAでの確認の有無ということですが、公開されない案件につきましても、もちろんモニタリング結果のJICAへの提出というのは合意しておりますので、JICAとしましては、モニタリング結果のレポートは受領して、中身を確認しております。

○村瀬 監理課村瀬ですけれども、少し補足させていただきます。

原嶋委員の、どういうところが国レベルで影響するかというところですが、確かに制度のところは、影響してくるところはあるのですが、モニタリング結果を公開するかどうかという細かいところまで規定されていないことが多く、実際には実施機関との話し合いを経た上で、実施機関の判断で、やはり制度を厳し目に解釈して公開できないという結論に至ることもありますし、制度上の解釈ははっきりしないけれども、JICAのホームページで公開するという点については、反対はしないといったようなやりとりもございます。このように制度に書いていないから、公開はしないというような制度上のところだけを見ているわけではなく、個別案件において、実施機関に対してJICA側が働きかけた上で公開できるかというところを議論し、そして、最終的に公開について合意に至ったものを公開しているというような状況です。

基本的にはガイドラインの趣旨に則って、できるだけ情報公開に向けて働きかけていくべきという考えは、我々審査部から関係各部に対して個別の審査の中で伝えているところです。

○村山委員長 升本委員のご質問の中に、地域住民への公開はどうかという話があったと思いますが、その点はどうでしょうか。

○村瀬 地域住民への公開については、JICAのホームページで公開していないものを、地域住民だけに限って、モニタリング結果の公開をしているというケースは、私が知る限りありません。JICAのホームページに公開しているというものについては、地域住民のところにも別の形で公開するという方法をとっておりますけれども、公開して

いないものは、地域住民に対してもモニタリング結果を公開していないという状況です。

○村山委員長 では、他はいかがでしょうか。

田辺委員。

○田辺委員 公開の有無もさることですが、恐らく重要なのは、モニタリングをしている中で、当該国なり国際基準との乖離があるのかと、それに対してJICAが働きかけをして、それが改善されているかどうか本来重要ですけども、そのあたりの説明は、この半年に1回のモニタリング段階の説明の中で、今後そういったご説明が含まれる可能性はないのでしょうか。

○村瀬 基準との乖離については、モニタリングフォームの様式の中で、そういう審査時に定められた基準との乖離が見られるようにしています。実施機関の中には、モニタリング様式として審査時に定めていたものの、定められた様式でなく、基準との比較ができない様式で報告が出てきているケースがあります。その場合は、一旦差し戻して、指定の様式に基づき結果が書き入れられて、比較ができるようにしてくださいというコメントを出し、改善を求めています。基本的に、今公開しているものについては、そういう何らかの改善が行われ、基準との比較ができていると理解しています。基準との比較が分かりにくいというものも正直ございますが、そこは次のモニタリング結果の提出時までには改善してくださいというコメントを、審査部から実施機関に出しています。

○田辺委員 そうしたら、乖離があることは、今のところないということですか。それとも、その6カ月間には、特になかったという。

○村瀬 出てきているものについて、乖離は一部あります。この点について公開しているものは、基本的に基準との乖離が生じている箇所は何か対応策を検討する、環境管理計画に基づいて何らかの対策を実施中というような、改善策の検討状況や実施状況についてもできるだけ書き入れるように求めています。もちろん現状において100%書き入れられてはいないのですが、今後の審査部の対応としては、基準と乖離していないことの確認を行い、乖離しているならば、それに対するどういう対応をとっているのかというのをきちんと書き入れることを求めています。そして、それが実効性を持つ対策なのかどうかというところの中身の確認も私ども監理課で行っております。

○田辺委員 ぜひ、そのあたりを、ご説明があるといいかなと思うのですけれども、今後ですけれども。

○村山委員長 今の点は、少し節目の段階で、報告のあり方をまた議論の上、検討していきたいというふうに思います。

あと、公開の有無についてはこういう状況ですけども、他の国際機関と比較して、こういう状況が平均的なのかも見ながら、ぜひご検討いただきたい。

私が聞いている範囲で言うと、ADBはもう少し公開が進んでいるという話もありますので、その点も踏まえて、ぜひ積極的な対応をお願いしたいと思っています。

では、他いかがでしょうか。思いの他議論が進んだのですが、もしなければ、その他なんですけれども、1件あると伺っていますのでお願いいたします。

○渡辺 その他として1件ご報告を差し上げたいと思います。

当時委員を務めていただいた方はご記憶があるかもしれませんが、2014年7月に、世界銀行のIDAという無利子融資とか、あるいはグラントを出す、IDAというところに増資をするときに円借款を使うというケースがあって、一度ご報告させていただいた件があります。このケースではガイドラインを適用しないという形でご報告させていただきましたが、これと非常に類似したケースを現在検討中ということで、担当課からご説明さしあげたいと思います。

○金 私、JICA中東二課の課長をしております金と申します。よろしくをお願いいたします。

私のほうからご説明さしあげますが、MENA資金イニシアチブのための円借款というスキームでございます。

MENAというのは、中東・北アフリカ地域のことでございますけれども、ご承知かもしれませんが、シリア危機の影響で、シリアの周辺国でありますヨルダン、レバノンなどには多くのシリア難民が流入しております。各国こうした難民に対する公共サービスを提供することなどで、財政負担が急増している状況です。レバノン、ヨルダンなどにおいては、人道支援に加えて、中長期的なインフラ開発ですとか、ホストコミュニティ支援のニーズが拡大しております。

難民の多くは、難民キャンプに住んでいるわけではなくて、普通の方々と同じように、一般の市民にまじって生活をしている。そういった方々に対して、ヨルダン、レバノンの政府は公共サービスを提供しなければいけないということで、財政支出がふえている状況でございます。そして、これらの国々は比較的所得水準が高くて、国際機関からお金を借りる場合、マーケットに近いレートでお金を借りる必要があるという状況でございます。

このような状況を受けまして、2015年10月、世界銀行、IMFの総会において、MENA地域支援のための資金動員策の検討を行うということで、MENA資金イニシアチブの検討が2015年10月に開始いたしました。

特に、MENA地域の中で中進国など所得水準の高い国々に対して、世銀などの援助実施機関が譲許的な融資を行うためのコンセッションナル・ファイナンス・ファシリティーというスキームが立ち上がりました。

このスキームは非常にわかりづらいんですが、世界銀行が管理する信託基金に各国政府がグラントを拠出するというものでございます。そして、世界銀行などの国際機関による融資の資金と、そのグラント資金を組み合わせ、財政状況が悪化するレバ

ノン、ヨルダンに対し支援を行うというものでございます。後ほどスキーム図を用いて中身をご説明させていただきます。

一方、日本政府でございますけれども、無償資金協力による予算の制約があるということで、円借款による貢献もあわせて検討されました。今年に入りまして、4月になりますけれども、日本政府のほうから、このコンセSSIONナル・ファイナンス・ファシリティに対する貢献策が表明されました。一つの柱が、グラントによる5,000万ドルの供与。それから、もう一つの柱が、円借款による最大1,000億円の融資という二つの支援策がパッケージとして表明されました。

前者のグラントは、日本政府のほうの手当てするものでございます。財務省の予算で、もう既にこの一部は信託基金に拠出されているというふうに聞いております。

このグラントとあわせて、円借款の供与をこれまで検討してきておりまして、現状でも、まだ制度の細かいところは世界銀行と協議している状況ではございますけれども、今後、中身を詰めて、供与に向けた調整を進めていくという状況でございます。

次のページに移りまして、では、どのようなスキームなのかといった点をご説明させていただきます。

まず、コンセSSIONナル・ファイナンス・ファシリティについてご説明させていただきますと、世界銀行が管理します信託基金というものが立ち上がっております。ここに、日本政府を含む各国ドナーがグラントを提供するというものでございます。

そして、世界銀行などの国際機関が、レバノン、ヨルダン向けのプロジェクトを形成いたしまして、融資を行う際に、この信託基金に集められたグラントの資金が一部加えられて、プロジェクトの融資がなされるというものでございます。

ある意味、レバノンですとかヨルダンという、シリア難民を多く受け入れる国々の財政負担を減らすために、グラントの資金がまぜ合わされて融資が行われるということでございます。効果としては、利子補給と同じようなものだというふうにご理解いただければと思います。

結果、そのプロジェクトによって、難民受け入れ国であるヨルダンやレバノンの雇用創出プロジェクトなどが実施されるという予定でございます。

今回、我々のほうで検討しておりますものは、このコンセSSIONナル・ファイナンス・ファシリティへの直接的なものではないんですけれども、まず、JICAのほうで譲許的な円借款を世界銀行に融資いたします。これは、IBRDという世界銀行グループの機関でございますが、こちらに譲許的な円借款を供与して、将来何十年にわたって返済をいただくというものです。

この円借款の資金は、世界銀行の一般勘定にまぜられて利用されます。使い道は特定のプロジェクトにひもづいているものではないのでございまして、プロジェクトに使われるかもしれないし、経費に使われるかもしれない。一般勘定という形ですので、世

界銀行が管理する資金にまぜ合わせられて円借款が使われる予定でございます。

その上で、譲許的な円借款を元手に、世界銀行が資金を運用し、幾ばくかのグラントを捻出された場合には、そのグラントが一部このコンセッショナル・ファイナンス・ファシリティーのファンドに供与されるという形になります。

JICAの円借款については、世界銀行の事務局が管理いたしますし、資金の使い道については、理事室に日本理事がおりますので、日本政府を通じて管理がなされるということになります。

冒頭、渡辺のほうからでもご説明させていただきましたけれども、以前、類似のスキームでは、IDAの増資というものを、円借款を活用して実施しております。IBRDに対する融資というのは、JICAは経験ございませんが、IDAの増資に際しては、環境ガイドラインを適用せずしております。管理の責任は日本政府を通じて行うということで、ガイドラインの適用外という扱いにしておりました。今回、MENA資金イニシアチブのための円借款スキームも同様の扱いで、環境ガイドラインの適用外という形で進めさせていただきたいというふうに考えております。

ちなみに、他のドナーの動きでございますけれども、ここに資金を出している他のドナー、日本政府以外にですが、アメリカですとか、欧州のドナーが資金拠出をコミットしております。イギリス、オランダ、ドイツ、スウェーデン、カナダ、デンマーク、ノルウェー、EUという欧州勢が資金の拠出をコミットしております。基本的には、グラントによる貢献を各国コミットしておりますが、イギリスは、同じように、融資を使った貢献というものを表明しているところでございます。

私からのご説明は以上になりますが、ご質問ありましたらお願いいたします。

○村山委員長 森委員どうぞ。

○森委員 大変有意義な支援スキームだと思うんですけども、細かいことで恐縮なんですけれども、レバノン、ヨルダンにどの程度難民が行っているか。その点と、それから、行った難民の方、キャンプじゃなくて、多分地元の方と同じ町とか、そういうところに住んでおられるんですよね。そうすると、どういう支援が必要になるかということで、先ほど、教育支援とか、雇用創出とかと書かれていましたけれども、これは難民に特化した援助なのか、それとも、そこにもともと住んでおられる方々も含めた、そういうより包括的な形の援助になっているのか、どういうことなのでしょうかとということと、多分、これはどういう観点でここにご報告があったかということ、多分社会的とか、環境的とかそういう影響の件でしょうか。そうすると、例えば、こういう国際的な援助がなかったらどういうことが起こるんでしょうかと、環境面とか、あるいは社会面で、その説明があるとわかりやすいのかなと。

一番最後に、これは難民援助ということで、私は緒方さんがUNHCRにいたときに、UNHCRに私が行って、ルワンダの難民の環境影響とか、そういうのを担当していたんですけれども、あれはキャンプがあつての話なんで、こういう形とは形態が違うんで

すけれども、その難民の環境影響とかも、これにどう対処するかということだと、UNHCRとか、そういう機関もありますが、それとこの援助との関係というのはどうなっていますか。

以上です。

○金 ありがとうございます。

まず、レバノン、ヨルダンにどれだけ難民がいるのかというご質問ですけれども、UNHCRの登録者数ベースでは、ヨルダンには66万人、レバノンには110万人という規模の難民がおられるということになっています。ただ、実際は、これを超える数の難民が多く流入しておりまして、ヨルダン政府は、登録ベースと比べて倍以上の難民が入ってきているというようなこともおっしゃっておられます。

二つ目のご質問で、キャンプにいない住民に対してどういう支援を行うのかというご指摘をいただいておりますけれども、例えば、ヨルダンでは、8割以上の難民が一般の方々にまじって生活しております。もちろんキャンプはございますが、キャンプに対する支援だけをしていても、難民、多くの方々を救うことはできないという状況でございます。ですので、難民だけに特化した支援を行うのではなくて、ホストコミュニティ、受け入れているコミュニティを含めた形での包括的な支援というものが求められます。

今回、このスキームを使った幾つかのプロジェクトがございますが、難民だけに特化したプロジェクトではなくて、ホストコミュニティ全体に裨益するようなプロジェクトが、これまでも提案されております。例えば、ヨルダン向けに世界銀行が形成しました財政支援という案件もございます。これは難民に対する直接的な裨益、効果はないものではございますが、間接的に財政支援を通じたサポートを、このCFFを使って支援するという案件もございます。

なかなか、難民だけをターゲットに開発金融機関が支援するのは難しいので、ホストコミュニティ全体を含めた支援の形になっております。

三つ目ですけれども、こういった支援がなければどうなるのかということですが、冒頭に申し上げましたとおり、ヨルダン、レバノンは所得水準が高いので、通常であれば、IBRDタームで、高い金利を支払って借入れを行う必要がございます。ただ、国内政治上の問題などもございまして、なかなか高い金利でお金を借りて、難民を含めた市民を支援するということについて、当該国の政府は慎重でございます。状況を放置しておりますと、難民の生活状況も悪化しますし、ホストコミュニティの状況も悪化することになります。そうした事態を避けるために、国際社会としてグラントを拠出し、通常のIBFDの資金とまぜて、財政負担が少ない形で支援をするというのが今回のスキームでございます。

最後に、UNHCRとの関係でございますが、これまでは、人道機関と開発金融機関が、なかなか一緒に活動しなかったという課題がございます。難民の問題が長期化するに

つれて、人道機関と開発金融機関と一緒に働こうという気運ができてきております。今回のMENA資金イニシアチブのための、このCFFスキーム、案件形成をどういうふうにやるのか、そしてモニタリングをどういうふうにやるのかといった点について、世界銀行とUNHCRが共同で調査をするというような動きも出つつあるというふうに聞いております。

まだ始まったばかりのプロセスでございますので、どういう方向になるのかわかりませんが、UNHCRも含め開発金融機関が協力して、長期化する難民への対応というのが、今後進んでいくのではないかと考えております。

○森委員 ありがとうございます。

○松本委員 ありがとうございます。

スキームの理解が正しいかどうかも含めて伺いたいんですが、最初のJICAからIBRDへの円借款。この後がグラントになるのは、先ほどの金さんのご説明でいけば、円借款は譲許性がある、IBRDは市場金利である、この利ざやがグラントになるというふうに理解をしたわけです。

すなわち、一番気になるのは、世銀、IBRDに回った円借款が何に使われるかがわからないというところで、これについて、JICAのガイドラインの適用外であるというのには理解をしたとして、世界銀行が、しっかりとみずからのオペレーショナルポリシーズとかに従って、ちゃんとそのお金を使うのかどうかというところが、逆に気になるというところなんです、それについては、もう全くフリーハンドなんですか。

○金 まず1点目の、スキームについての補足説明をさせていただきますと、ご指摘のとおりでございます。円借款が譲許的な資金を世銀に融資されて、市場金利との差の部分が、いわばグラントとして抽出されるということでございます。

まだ金利条件をどういうふうにするのかですとか、どういう形でやるのか決まっておりますけれども、市場金利がある程度高く、円借款が、それでも低い金利で長く貸せば、ある程度のグラントが捻出できるということになります。

そして、この円借款の使い道のところでございますけれども、世界銀行の一般勘定に資金が入れられるということになります。その資金は、冒頭ご説明いたしましたとおり、一般の経費も充てられる可能性がございますし、プロジェクトにも充てられる可能性はございます。特定のプロジェクトのために使われるという制限がついておりませんので、ある意味、世界銀行の管理に委ねられるということになります。

ただ、世界銀行の事務局も、彼ら自身オペレーショナルマニュアルに基づいて環境社会配慮を適切にやる義務を負っておりますし、また、日本政府としては、常任理事を世界銀行に出して、理事経由で、日本政府としてもそのお金の使い道については関与しているということになります。そういった仕組み全体を捉えて、世界銀行の環境社会配慮が適切に適用され、運用されるというのは、日本政府とともに、これは管理されていくということだと思いますので、必ずしも世界銀行に100%フリーハンドを

与えているということではないのではないかというふうに、私は考えております。

○村山委員長 田辺委員。

○田辺委員 世界銀行からCFFトラストファンドへのグラントというのは、必ず出します、金額は調整中ということだったんですけれども、ここがきちんとグラントとしてコミットメントがなされるのかどうかということと、通常世銀はドル建てで貸しますので、為替差損によって世銀に損失が生じたとしても、そのグラントは出るのかどうか。

○金 非常に難しいポイントなんです、簡単にご説明いたしますと、円の市場金利と、円借款の金利との差が大きければ大きいほど、グラントが出るということになります。今、円建ての長期金利は下がってきていますので、なかなか、我々のほうで、相当譲許的な円借款を出したとしても、グラントが確実に、どれぐらい確保できるかというのは、今の段階では明言することができない状況でございます。

ただ、我々としては、できるだけグラントが確保できるように、円借款の条件を、日本政府、それから我々の社内でも提案をさせていただいて、ある程度のグラントは捻出できるように、今後検討を進めていきたいと思っております。

為替差損については、恐らく世界銀行のほうで、そういったものが出ないように、うまく管理をし、運用をしていくということだと思います。円で借りますので、うまく市場との取引を行って、損が出ないような形での運用を、彼らが責任をもって行うということになるのかと思います。

○村山委員長 よろしいでしょうか。では、最後でいいですか。

○松本委員 そこは確認で、JICAに聞くことではないんですけれども、日本の貢献はどの部分なんですか。円借で出した部分なんですか、それとも、為替の差額で生まれてくるグラントが日本の国際社会への貢献なんですか。そこだけです。

○金 財務大臣がコミットされたのは、グラント5,000万ドル、それから円借款1,000億円というコミットですので、我々としては、この表明が日本の貢献だというふうに信じております。

ただ、どのように国際社会がカウントするのかというのは、それはルールに基づいて計算されます。グラントの貢献分、すなわち日本政府がグラントで出した部分と、円借款を運用して出てくるグラント分を加えたものが実質的な貢献というふうにみなされるのではないかと思います。

ここは、ある意味ドナー、世銀がルールを策定しておりますので、我々のほうでお答えするのもなかなか厳しいんですが、繰り返しになりますが、日本政府の表明としては、5年間でグラント5,000万ドル、円借款最大1,000億という貢献額を財務大臣が表明されておりますので、我々としては、これが貢献だというふうに考えております。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

では、今のよう形で進むということです。

他に何かありますでしょうか。

もしなければ、次回のスケジュールを確認して終わりにしたいと思います。

○渡辺 長時間どうもありがとうございました。次回、年明けの全体会合は、正月明け直後というのは皆様お忙しいと思いますので、1月16日月曜日の2時半から、場所につきましてはJICA本部を予定しております。

以上です。

○村山委員長 では、これで今日の全体会合を終わりにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後4時53分閉会